

と	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市基幹公園	都市計画公園のうち、都市計画的にも、住民の意識の上でも、都市の全体像を形成する大規模な公園であり、都市市民全般を対象としたもので、総合公園と運動公園で構成される。
	都市計画区域	都市計画法第5条に規定。市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件並びに人口・土地利用・交通量などの現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
	都市施設	都市計画法第11条に規定されており、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。これらのうち、都市計画決定されたものを「都市計画施設」という。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
	土地区画整理事業	不整形な土地の形状を整え、道路や公園、上下水道など必要な施設を総合的に整備するとともに、個々の宅地を道路に面して整然と配置する事業。

【は行】

ひ	ヒートアイランド	都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上がってしまう現象。
ほ	ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園。

【や行】

ゆ	ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。これまでの「バリアフリー」からもう一步踏み込んだ考え方。
よ	用途地域	機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的として、用途や形態、密度などの規制を通して、住居や商業・工業などの都市機能の目的にあった建築物を誘導しようとするもの。

【ら行】

り	緑地協定	地域の緑地の保全と緑化の推進に関する事項について、土地所有者で一定の取り決めをつくり、地方自治体に認可を受けること。
れ	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのこと。1966年に国際自然保護連合が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されている。

【わ行】

わ	ワークショップ	問題解決やトレーニングの手法。近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。
---	---------	---

【英字】

N	NPO	nonprofit organizationの略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
---	-----	--

桑名市緑の基本計画

発行 平成20年5月
 発行者 桑名市
 〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地
 電話 (0594) 24-1223
 編集 都市整備部都市計画課